

令和 8 ・ 9 年度千葉市桜木園車両運行管理業務委託仕様書

この仕様書は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が千葉市桜木園における業務委託契約を締結するにあたり委託業務の内容をしめすものであって、その要領は下記による。

1 目的

千葉市桜木園に所属する車両の運営管理を行い、常に安全確保に努めるとともに利用者の利便に供することを目的とする。

2 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

3 委託内容

- （１） 千葉市桜木園に通所する利用者の運送業務におけるマイクロバス（１台）及びリフト付きワゴン（２台）、の運転、乗降援助及び施設等への車いす移動介助。
- （２） 千葉市桜木園の利用者の他院への通院送迎、外出行事、通所送迎など業務における公用車の運転、乗降援助及び病院等への車いす、ストレッチャー移動介助。
- （３） マイクロバスの法定点検及び車検整備に係る修理（タイヤ、リフト装置は除く）。但し、１件１０万円以上の費用を要する修理については、甲の負担とする。
- （４） 公用車全般の日常の点検及び車内外の清掃
- （５） マイクロバスの車両事故処理全般及び代替車両及び代行運転員の手配。マイクロバス以外の公用車の事故処理については甲乙協議のうえ実施する。
- （６） マイクロバスの故障、法定設備等による運転不能時の場合の同等の代替車両の手配。同等の車両の手配が困難な場合はワゴン車等での代替運行を可とする。この場合の代替期間は２週間を限度とする。
- （７） 車両運行日における日誌の作成及び提出
- （８） 土日祭日年末年始の日中及び全ての夜間（下記５に定める運行日及び基本運行業務時間外）における利用者の通院等の緊急送迎対応。委託料については、甲乙協議の上、別途定める。
- （９） 上記の付随する事務

4 運転員

- （１） 常駐する運転員は心身共に健康な者で、上記３（１）に係る運転員３人、上記３（２）に係る運転員１人の計４人を専任する。
- （２） マイクロバスの運転員は、中型自動車第一種免許を有する者とする。
- （３） 公用車の運転員は、普通自動車第一種免許を有する者とする。
- （４） 運転員４人のうち１人以上は３年以上の人員輸送の実務経験を有する者とする。
- （５） 運転員の中から車両管理責任者を選任し、法令等に定められた運行の安全管理に関する業務の執行責任者とする。
- （６） 運転員の中から整備管理責任者を選任し、自動車の点検、整備の執行責任者とする。
- （７） 車両管理責任者または整備管理責任者のどちらか１名は正社員（有期雇用職員不可）とする。
- （８） 運転員は、車両の運行、整備、清掃に係る時間以外においては、利用者介助の補助を行う。

(9) 常時業務を行う運転員がやむを得ない事由等により業務遂行が困難な場合の代務者を
予め2人まで選任し、届け出ることとする。

(10) 運転員は、インフルエンザ予防接種など感染予防の必要措置を講じること。

5 運行日及び運転時間

車両名	運行日	基本運行業務時間
マイクロバス	月曜から金曜まで	午前8時30分から午前10時30分 及び午後2時30分から午後5時30分
通所送迎 リフト付きワゴン	但し、国民の祝日に関する 法律に定める休日及び12	
その他	月29日から1月3日まで を除く	午前8時30分から午後5時30分まで

※運行日以外及び基本運行業務時間を超えた業務については時間外とし、別途支払うものとする。なお、時間外業務に関して、乙は事前に甲へ承認を得ること。

6 車両一覧

NO	車両・車種	年式	定員	長さ	幅	高さ	ミッション	燃料	備考
1	マイクロバス シビリアン 千葉 800 せ 3241	H18	11 人	699 cm	206 cm	262 cm	MT	ガソリン	車いす 乗車 5 人
2	通所送迎 リフト付き ワゴン キャラバン 千葉 800 に 59	R7	9 人	508 cm	169 cm	228 cm	AT	ガソリン	車いす 乗車 4 人
3	通所送迎 リフト付き ワゴン ハイエース 千葉 800 そ 3355	H30	7 人	469 cm	169 cm	222 cm	AT	ガソリン	車いす 乗車 2 人
4	リフト付きワゴン ハイエース 千葉 800 そ 299	H26	7 人	538 cm	188 cm	226 cm	AT	ガソリン	車いす 乗車 2 人
5	セレナ 千葉 503 せ 9620	H29	8 人	469 cm	169 cm	186 cm	AT	ガソリン	
6	ミライース 千葉 581 よ 1365	R6	4 人	339 cm	147 cm	150 cm	AT	ガソリン	

※上記の他、千葉市桜木園が臨時に借用する車両の運転を依頼する場合あり。

7 委託料に含まれる経費

(1) 運転員の人件費

(2) マイクロバスの法定点検整備費用、継続車検検査料及び日常的な点検整備に係る経費

(3) マイクロバスの事故・故障に伴う修理費用（リフト装置及び新たに付加設備等を設置する場合を除く）

(4) 事故の際の補償（但し上記 6 No. 2～6 は甲乙協議する）

- (5) 車内外の清掃に係る材料費
- (6) マイクロバスのグリスアップ、エンジンオイル、不凍液、チューブ、ワイパーブレード、バッテリー、ウォッシャー液等消耗品、摩擦品の交換費用（定期点検、車検の際に発生したものを含む）
- (7) マイクロバスの燃料費
- (8) マイクロバスの委任保険料
対人賠償 無制限、対物賠償 無制限、搭乗者傷害 1,000万円（1事故×乗車定員数分）
- (9) 千葉市桜木園との連絡に係る携帯電話機（4台）及び通信料
- (10) マイクロバスの事故、故障、定期整備等による運転不能時の同等の代替車両費用
- (11) 甲の乙への委託料の支払に係る振込手数料
- (12) 上記に付随する事務管理費

8 委託料に含まれない経費

- (1) 運転業務上必要を生じた有料道路通行料及び駐車料金
- (2) マイクロバスの重量税、自動車損害賠償責任保険料
- (3) マイクロバス以外（上記6のNo.2～6）の車両の任意保険料、法定点検整備費用、継続車検検査料、燃料費、修繕費
- (4) 時間外業務及び緊急送迎対応の費用については別途甲乙協議のうえ定める。

9 運行の起点、範囲等

- (1) 運行の起点は千葉市若葉区桜木8丁目31番地15号とする。
- (2) 運行の範囲は千葉市内全域とする。但し、行事等により市外を走行する場合もある。
- (3) 運行経路及び時刻は、千葉市桜木園と協議のうえ定める。
- (4) マイクロバスの年間走行距離は、12,000kmとする。

10 その他

- (1) 車両運行の運行、整備、清掃時間以外は、利用者の介助に係る準備及び補助、施設内の環境整備等、甲の指示において業務を行うこと。
- (2) 乗車する方が重症心身障害者であることを十分に承知し、その安全の確保に万全の注意と措置を講ずること。
- (3) 上記の項目の他に発生した費用については、甲乙で協議し決定する。
- (4) 運転員に著しく不相当と認められる者がある場合、甲はその交代を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本仕様書の定めのない事項であっても千葉市桜木園の状況に応じて甲が業務上必要と認めた事項については、双方協議のうえ乙は実施するものとする。
- (6) 本業務委託は社会福祉法人千葉市社会福祉協議会経理規程に基づく長期継続契約であり、本業務委託に係る令和8年度予算が委託者である千葉市社会福祉協議会評議員会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。また、令和9年度の予算について、本業務委託に係る委託料が措置されない場合は、双方協議のうえ、変更契約の締結又は、契約の解除を行う。